

特定健康診査・特定保健指導におけるアウトソーシング活用の課題と展望 ～所沢市国民健康保険を事例として～

The issue and future direction about outsourcing of Health Checkups and Healthcare
Advice with a Particular Focus on the Metabolic Syndrome:
The case study of the national health insurance of Tokorozawa.

1K05B179

野々宮 千保

指導教員

主査 中村好男先生

副査 岡浩一朗先生

第一章 緒言

高齢化社会に対応すべく、厚生労働省は、国民健康保険制度の維持と、安心して安全な質の高い医療が受診できる体制の確保を目的として「医療制度構造改革」を打ち出した。そして、治療重視から予防重視へ転換した保健事業の一環として、生活習慣病有病者・予備群の減少を目的とした特定健康診査・特定保健指導の実施を2008年より開始した。

厚生労働省では、特定健康診査・特定保健指導を実施する上での一つ的手段として、アウトソーシングの活用を提案している。しかし、これらの情報は、アウトソーシングを受注する側に関するものであり、実際に、アウトソーシングを委託し指導する医療保険者側の情報はほとんどない。

そのため、本研究では、今後、特定健康診査・特定保健指導が機能していくために、保険者の側から見た特定健康診査・特定保健指導のアウトソーシングに対する促進要因と阻害要因について調査することを目的とした。

第二章 方法

本研究では、資料の提供を受けるとともに、実際に所沢市における特定健康診査・特定保健指導を担当している職員1名にインタビューを行なった。資料に関しては、事業の方向性を把握するための資料として同市ホームページから事業計画書を得た。そして、実際の保健指導を把握するための資料として動機付け支援・積極的支援の

事業計画書の提供を受けた。また、インタビューは、①所沢市におけるアウトソーシングの有無と今後採用する可能性の有無、②実施者が考えるアウトソーシングの促進要因・阻害要因、③特定保健指導の指導における課題・問題点、の3点の項目を軸として行った。

第三章 調査結果

所沢市では、①従来の保健指導で同様のプログラムを提供してきた実績、②公共サービスとしての保健指導の性質、③アウトソーシングすることへの不安、④財政的な負担、の4点の理由から、現段階で、動機付け支援・積極的支援はアウトソーシングしていないとも回答を得た。そして、少なくとも2～3年はアウトソーシングせずに自前のプログラムを充実させていく方針であるが、在宅の栄養士・保健師の活用を進めること、スポーツクラブと提携して専門的な指導を行えるようにすることについては、可能性があるとのことだった。

また、特定健康診査・特定保健指導の課題・問題点については実施開始直後のためプログラム自体の参加率・継続率・課題・問題点、更には予算の充足度といったことについては、現段階では明確にはわかっていない状態であるとの回答が得られた。しかし、実施率向上のために、指導スキルを向上させること、また、如何にポピュレーションアプローチを行い実施率向上させていくかは大きな課題であるとの見解を示した。

第四章 考察とまとめ

調査から、自治体などの保健機関を所有している医療保険者が特定保健指導事業をアウトソーシングする上で、①これまでの保健指導を自前で行ってきた機関として業務が切り離されることへの不安、②財政的な負担に対する見返りが不透明である、という2点の大きな阻害要因があるということが分かった。そのため、厚生労働省でアウトソーシングの形態として提示している「全面委託」と「部分委託」のうち、保健指導の一部分だけを

委託する「部分委託」の方が、保健機関との連携が密になり委託料に対して見返りが少なくなるといったリスクをより軽減することが出来、実現性の高いことが考えられる。特に、在宅の人材の活用、スポーツクラブとの提携は十分現実味のある方法であると思われる。今後、特定健康診査・特定保健指導に重点を置く政策を採っていくのなら、アウトソーシング先の育成とともに、これらの基準、契約方法等を医療保険者に提示していく必要があると考える。